

議案第 19 号

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては
「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(食事の提供の特例) 第 17 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養	(食事の提供の特例) 第 17 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等栄養士による必要な

士又は <u>管理栄養士</u> による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略)
---	------------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明